

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

平成30年9月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年9月11日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

38,556人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

340,969人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	178,739人
長岡市	76,365人

三条市	27,967人
柏崎市	24,130人
新発田市	27,842人
小千谷市	10,243人
加茂市	7,992人
十日町市	15,322人
見附市	11,564人
村上市	17,603人
燕市	22,696人
糸魚川市	12,480人
妙高市	9,378人
五泉市	14,587人
上越市	54,409人
阿賀野市	12,217人
佐渡市	16,215人
魚沼市	10,496人
南魚沼市	15,898人
胎内市	8,482人
聖籠町	3,869人
弥彦村	2,308人
田上町	3,464人
阿賀町	3,368人
出雲崎町	1,309人
湯沢町	2,348人
津南町	2,822人
刈羽村	1,309人
関川村	1,668人
粟島浦村	99人